

- (1) 逓信現業員の政治的自由を束縛する法令局令撤廃に関する件  
右は大会後直ちに、松岡同盟会長、石塚執行委員等が、大会決議を携へて逓信大臣に陳情すると共に、其後あらゆる機会に於いて初期の目的を達せんが爲めに努力した。
- (2) 資本家の婦人幼年深夜業禁止延期運動監視に関する件
- (3) 完全なる労働組合法制定促進に関する件
- (4) 最低賃銀制度確立の件
- (5) 屋外労働者の傷害保償に関する件
- (6) 改正工場法施行令改正に関する件

右は昭和三年八月八日の執行委員会に於いて、實現に努力することを申合し、直ちに大会の決議に従ひ、松岡同盟会長、齋藤主事、原執行委員等は内務大臣及内務省を訪問し陳情した。

而して、婦人及幼年労働者の深夜業は、期限通り、昭和四年七月一日より實施された。これより生ずる労働条件の低下防止に就いては、紡織労働組合と協力して努力し、良好の成績を上げた。もとより未組織紡績労働者の労働条件低下は止むを得ないところであるけれども、一刻も早く之を組織して、彼等當然の自衛権を主張せしめねばならぬ。

完全なる労働組合法の制定促進に關して執行委員等は、總同盟本部と協力して、労働組合法案を作製し之を第五十六議會に提出せしめたが、不幸審議未了に終つた。濱口内閣は、來議會に提出する目的を以つて、社會政策審議會に組合法案を審議せしめて居る。依つて充分之を監視する必要ありと認める。

屋外労働者の傷害保償に關しては、第五十六議會に於いて田中内閣が、労働者災害扶助法案を提出したので、執行委員等は、運輸労働組合及社會民衆黨と協力し、之が修正通過の爲めに努力したが、貴族院に於いて審議未了に終つた。濱口内閣は緊縮政策を標榜して同法の議會提出を避けんとしつゝありと云ふ、今後一層の努力を要するものである。

工場法は、第五十六議會に於いて、原動機を使用し特に必要ありと認めらる工場（主として機械工場）は十人以下に於いても適用せらるゝ事に改正され昭和四年三月一日より實施せられた。同法のより徹底的改正の爲めに、第五十六議會に

於いて、鈴木代議士等の努力が行はれたが、不幸其具體的効果を見るを得なかつたが、相當の刺激を興ふる事を得た。

(7) 労働組合主催の各運動に未成年者参加自由獲得に関する件

右の件に就いては、昭和三年八月八日の執行委員会の決定に依り、大会の決議に従ひ、松岡会長、仲濱、土井の各執行委員等は、内務省及警視廳を訪問し、陳情抗議した。

(8) 治安維持法撤廃に関する件

右の件は、松岡会長、齋藤主事、原執行委員等は、内務大臣を訪問大会決議文を提出した。

(9) 労働争議統制に関する件

右の具體案作製は、相當重要なものと認め、飽くまで慎重なる審議をなすが爲めに、先ず、各加盟組合がその所屬支部の労働争議統制の訓練を行ひ、同盟亦各加盟組合の労働争議に關して發言權を伸長し、以つて漸時其経験を重ねて成文たらしむることが妥當であると信じた。又、罷業相互金庫の發達は、これに密接なる關係あるを以つて、執行委員会は熱心にこれが發達に努力した。最近、以上二箇の條件は、漸時良好となつたので、執行委員会は、愈々統制規約原案を作製して大会後の理事會に提出せんとする意圖を有するものである。

(10) 労働會館建設に関する件

右の件は、別項報告の如く、労働會館建設委員會を組織して現に活動しつゝある。

(11) 健康保険法改正に関する件

右の件は、總同盟全國大會に提案し、その可決を見たる上、社會民衆黨と協力して之が具體案を作製せしめ、第五十六議會に提出したが、之亦審議未了に終つた。

(12) 普通選挙法改正に関する件

右は社會民衆黨と協力し、第五十六議會に提出せんとしたが、小選挙區制案と戦つて其機を得なかつたのは遺憾であつた。

(13) 災害防止に関する件